綾瀬市立保育所給食実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、綾瀬市保育所条例（昭和４８年綾瀬町条例第１５号）第２条に規定する保育所（以下「保育所」という。）に入所している児童の適正な栄養素の量の確保並びに食育及び子育て支援のために実施する給食の提供（以下「給食提供」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主食　米飯、パン、麺類その他穀物を主原料とする食品

(2) 副食　おかず、汁物、飲物等で主食以外の飲食するもの

（対象児童）

第３条　給食提供の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、綾瀬市保育の実施等に関する規則（平成２７年綾瀬市規則第２号）第３条第２項の規定により保育所における保育の利用の決定を受けた児童とする。

２　市長は、対象児童の保護者からその対象児童について書面による申出があり、健康上の理由その他のやむを得ない事由があると認めるときは、給食提供を実施しないものとする。

（実施日等）

第４条　給食提供は、綾瀬市保育所条例施行規則（昭和６０年綾瀬市規則第１８号）第４条の休所日以外の日に行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事情があるときは、給食提供を行わないことができる。

（費用）

第５条　給食提供の費用は、対象児童１人につき、次に掲げるとおりとする。

(1) 主食　月額８００円

(2) 副食　月額５，１００円

（費用の負担）

第６条　前条の費用は、当該年度の初日の前日において満３歳以上の年齢にある対象

児童の保護者が負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、対象児童の保護者に係る市町村民税の所得割合算額が綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年綾瀬市条例第２７号）第１３条第４項第３号ア(ｲ)に掲げる金額未満であるとき又は対象児童が同号イ(ｲ)に掲げる者であるときは、第５条の費用を負担しないものとする。

（費用の徴収期限）

第７条　対象児童の保護者は、市が指定する納付期限までに第５条の費用を納めるものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、給食提供の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

ただし、第５条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

ただし、第５条の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。